

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい (10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること)。

- 01 請負契約が解除された場合、注文者は、たとえば自己所有の更地上に途中まで行われた建築工事を撤去して更地に戻せと請求できる。
- 02 建物の建築請負契約において、仕事が完成する直前に大地震が起きて工事中の建築物が倒壊した場合、請負人は、建物を再築が可能なら再築をしなければならず、余分に要した費用の分担を注文者に求めることはできない。再築が予定期日に間に合わなかった請負人は、注文者に対して、新築住宅への入居が遅れたことにより必要となった仮住まいの賃料などの遅延損害について、賠償責任を負う。
- 03 下請負契約が締結されている場合、下請負人は、注文者に対しても下請負代金を請求できる。
- 04 XがYにブロック塀の建築を依頼し、塀が完成して引渡しがされる前に、突然の大地震でこの塀が倒壊してしまった。この場合、Xは、請負代金を支払う必要がない。
- 05 請負契約で、仕事完成予定期日が到来していない段階では、注文者は請負人に債務の不履行があった場合でも、債務不履行を理由として契約を解除することはできない。理由がなくても解除はできるがその場合には、注文者は請負人の損害を賠償しなければならない。
- 06 有償の委任・準委任契約では、依頼した内容が実現なくても委任者は報酬を支払わなければならない場合が少なくない。
- 07 請負の瑕疵担保責任の存続期間は、特別法による異なる規律がない限り、当事者の合意により伸縮することができる。これに対して、請負人が請負目的物のいかなる瑕疵についても担保責任を負わないとする旨の特約は無効である。
- 08 建築請負契約において、工事が完了して引き渡された建物の壁紙の色味が指定していたものと若干でも異なれば、注文者は、請負人に対して、契約通りの壁紙に張り替えるように求めることができる。
- 09 完成した建物の引渡しを要する建築請負契約において、引き渡された建物全体に大規模な手抜き工事が発覚した場合においても、注文者は、契約を解除することはできないが、他の建築業者に当該建物を建替えさせるのに必要な費用相当額を損害賠償として、請負人に請求することはできる。
- 10 養殖池の堤防補修工事の請負契約において、仕事が完成する直前に下請人の過失によって堤防が決壊し、池中の養殖鰻が逃げ出した場合、請負人は、瑕疵担保責任の規律に基づいて損害賠償をする義務を負う。